

し じょうなわてし てんしゅつ かた てんしゅつ ともな ひつよう てつづ かくにん
四條 畷 市から転出される方へ 転出に伴う必要な手続きについてご確認ください。

てんにゅうとどけ あたら じゅうしょ す はじ にち い ない おこな
転入届は新しい住所に住み始めてから14日以内に行ってください

せいとう りゆう てんにゅうとどけ おく じゅうみん きほんだいちょうほうだい じょうだい こう えんい か かりよう
 ※正当な理由がなく転入届が遅れると、住民基本台帳法第53条第2項により50,000円以下の過料
 に処せられる場合があります。また、外国人住民の方については、改正入管法第71条の2及び3、改正
 入管法特例法第31条及び第32条により200,000円以下の罰金(虚偽届出の場合は、1年以下の
 懲役または200,000円以下の罰金)、中長期在留者の方においては、在留資格の取り消しの対象と
 なり得る場合がありますのでご注意ください。

てんしゅつ と てんしゅつしょうめいしょ ほんにんかくにんしよるい じさん てんしゅつと け
 ※転出を取りやめたときは、「転出証明書」と本人確認書類をご持参のうえ、すみやかに転出取り消し
 の手続きをしてください。

しじょうなわてしやくしよ
四條畷市役所
 ほーむぺーじ
ホームページ



せいど てつづきめい 制度・手続名	てんしゅつとどけていしゅつご しじょうなわてし てつづ 転出届提出後の四條畷市での手続き	たんとくぶじよ 担当部署
	しんじゅうしよち てつづ 新住所地での手続き	

じゅうみんとうろく かん
住民登録に関すること

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	てんしゅつとどけ ていしゅつ さい ていじ 転出届を提出される際にご提示ください。	し じん か 市民課 たわらししよ 田原支所
	けいぞくりよう てつづ ひつよう てんにゅうさき まいなんばーかーど 継続利用の手続きが必要です。転入先にマイナンバーカード・ 住民基本台帳カードを持って行ってください。	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	いんかんとうろく はいし いんかんとうろくしよう かえ 印鑑登録は廃止されるので印鑑登録証をお返しく下さい。	
	てんしゅつとどけ あたら じゅうしよち てんしゅつ あいだ 転出届を出されてから新しい住所地に転入するまでの間に 印鑑登録証明書が必要になった場合は、お問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証	ひつよう かた あら いんかんとうろく てつづ 必要な方は新たに印鑑登録の手続きをしてください。	
	てんにゅうさき てんしゅつしょうめいしょ ほか ざいりゅうかーど とくべつえいじゅうしやしよめいしょ 転入先に転出証明書の他に在留カード・特別永住者証明書を 持って行ってください。	

いりようほけん ねんきん かいごほけん かん
医療保険・年金・介護保険に関すること

<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	ほけんしよう かえ 保険証をお返しく下さい。	ほけんねんきん か 保険年金課
	こくみんけんこうほけん てんにゅうさき あら かにゅう てつづ (国民健康保険)転入先で新たに加入の手続きをしてください。	
<input type="checkbox"/> 国民年金	こくみんねんきん てちよう も ひと てんにゅうさき ていじ 国民年金手帳を持っている人は転入先で提示してください。	
<input type="checkbox"/> 年金(受給中)	てんにゅうさき てつづ 転入先での手続きはありません。	
<input type="checkbox"/> 介護保険	かいごほけん ひ ほけんしやしよう かえ ようかいごにんてい う 介護保険被保険者証をお返しく下さい。要介護認定を受けている 方は、受給資格証明書の交付を受けてください。	
	あら かにゅう てつづ 新たに加入手続きをしてください。	

せいかつ かん
生活に関すること

<input type="checkbox"/> 飼犬登録	てんにゅうさき いぬ しよざいち へんこう てつづき おこな 転入先で犬の所在地の変更手続きを行ってください。	せいかつかんきよう か 生活環境課
<input type="checkbox"/> し尿くみ取り	はいし てつづ おこな 廃止の手続きを行ってください。	
<input type="checkbox"/> 水道料金 <input type="checkbox"/> 下水道使用料	きゅうすいちゅうし てつづ おこな 給水中止の手続きを行ってください。 (総務課料金担当 ☎ 072-876-7302)	おおさか こういき 大阪広域 すいどうきぎょうだん 水道企業団 しじょうなわて 四條畷 すいどうせんたー 水道センター
	てんにゅうさき と あ 転入先でお問い合わせください。	

せいど てつづきめい 制度・手続名	てんしゅつとどけていしゅつご しじょうなわてし てつづ 転出届提出後の四條畷市での手続き	たんとくぶじょ 担当部署
	しんじゅしよち てつづ 新住所地での手続き	

こ どもがいる方・妊娠中の方

<input type="checkbox"/> 児童手当	しょうめつ てつづ 消滅の手続きをしてください。	こ ども せいえんか 子ども支援課	
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 子ども医療 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療 <input type="checkbox"/> 未熟児養育医療	てんしゅつご しやう いりやうしやう いりやうけん かえ 転出後は使用できませんので、医療証・医療券をお返してください。		
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	じゅしよへんこう てつづ 住所変更の手続きをしてください。		
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 市立・私立保育所(園) 認定こども園	たいしよ てつづ 退所の手続きをしてください。		こ ども せいさくか 子ども政策課
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 市立小・中学校	てんしゅつ てつづ あと いま かの がっこう ざいがくしやうめいしよ 転出の手続きをした後、今まで通っていた学校から在学証明書と きやうかやうとしよきやうしやうめいしよ こうふ う 教科用図書給与証明書の交付を受けてください。		がっこうきやういくか 学校教育課
	ざいがくしやうめいしよ きやうかやうとしよきやうしやうめいしよ も くだ 在学証明書と教科用図書給与証明書を持ってきて下さい。		
<input type="checkbox"/> ふれあい教室	たいしゅつ てつづ 退室の手続きをしてください。	せいしやうねんいせい か 青少年育成課	
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 妊産婦健康診査	てんしゅつご しじょうなわてし にんざん ぶけんこうしんさ きじゅしんけん しやう 転出後、四條畷市の妊産婦健康診査受診券の使用はできません。	ほけんせんたー 保健センター	
	てんにゆうさき にんざん ぶけんこうしんさ きじゅしんけん こうかん ひつやう 転入先での妊産婦健康診査受診券の交換が必要です。		

しょう 障 がいのある方

<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療	てんしゅつご しやう いりやうしやう かえ 転出後は使用できませんので、医療証をお返してください。	しょう ぶくし か 障がい福祉課
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別障がい者手当 <input type="checkbox"/> 障がい児福祉手当	じゅしよへんこう てつづ 住所変更の手続きをしてください。	
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス	じゅきゆうしやしやう かえ 受給者証をお返してください。	
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。	

ぜいきん ほけんりやう 税金・保険料などの未納がある方

<input type="checkbox"/> 市税・国保料・後期保 険料・保育料の未納	のうぜい のうふ そうだん う 納税・納付相談を受けてください。	ちやうしゅうたいさくか 徴収対策課
	さき いがい み のう たんとくぶじょ のうふ そうだん う ※左記以外の未納については担当部署で納付相談を受けてください。	

しやりやう しよゆう 車両を所有している方

<input type="checkbox"/> 125 cc を超える二輪車	どうろくないやう へんこう ひつやう きん きうん ゆきよおおさかうん ゆ しきよく 登録内容の変更が必要です。近畿運輸局大阪運輸支局 (☎ 050-5540-2058)にお問い合わせください。	せい む か 税務課
	はいしやしんこく おこな ひやうしき ぶれーと かえ 「四條畷市」の 廃車申告を行い標識(プレート)をお返してください。	
どうろくないやう おこな ใหมに標識(プレート)の取得をしてください。		
<input type="checkbox"/> 軽三輪・軽四輪	どうろくないやう へんこう ひつやう か き と あ 登録内容の変更が必要です。下記にお問い合わせください。	
	けい じ どうしやけん さきやうかい たかつきししよ 軽自動車検査協会 高槻支所(☎ 050-3816-1841)	

【問い合わせ】 四條畷市役所 ☎ 072-877-2121・0743-71-0330 FAX 072-863-2025
田原支所 ☎ 0743-78-0175 FAX 0743-72-3012